

令和 3 年度の債権管理の状況

令和 3 年度末の全市の未収金額は、前年度から 55 億円余減少し、138 億円余となり、全市的な債権管理の取組みを開始した平成 22 年度以降では最少額となる見込みである。

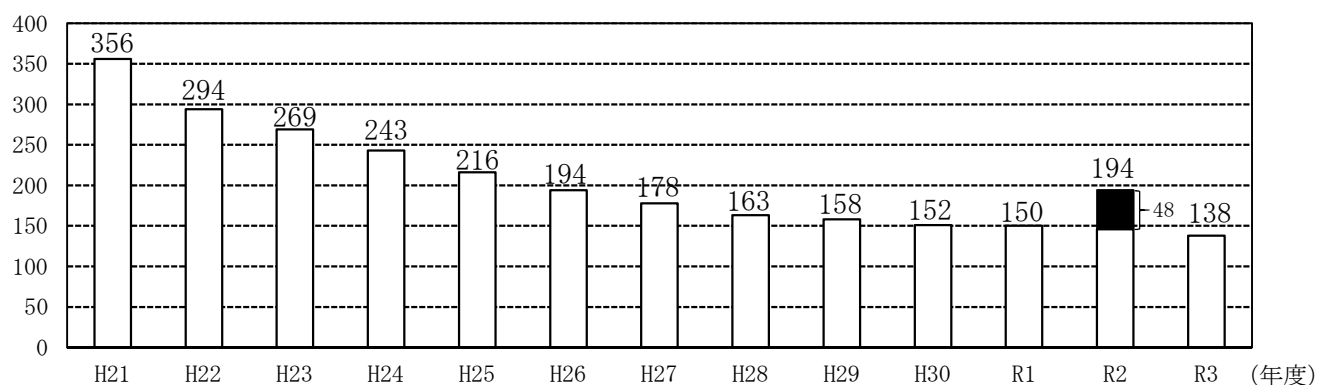
局別に見ると、未収金額が最も大きく減少しているのは財政局であり、これは、市税の未収金額が 44 億円余減少することが主な要因である。市税においては、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例制度を適用したことで、48 億円余が令和 3 年度の歳入に繰り越されていたところ、猶予期間が終了した未収金の確実な徴収に努めたこと等により 46 億円余の繰越額を圧縮したが、市税全体の未収金の減少額としては 44 億円余にとどまる見込みである。

これに次いで、健康福祉局では未収金額が 11 億円余減少する見込みである。これは、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料において、引き続き設けられた新型コロナウイルス感染症に係る特例的な減免制度の適用等により、これらの保険料の未収金額が 7 億円余減少すること、生活保護法返還金・徴収金において、適切な債権管理が進んだこと等により未収金額が 1 億円余減少すること、市立病院診療費（自己負担分）において、東部医療センター及び西部医療センターの市立大学病院化に伴い未収金額が 1 億円余減少すること等が主な要因と考えられる。

このように、全体の未収金額は大幅な減少が見込まれているが、一方で、個々の債権を見ると、令和 3 年度末の未収金額が令和 2 年度末から減少していない又は増加している債権の割合は、全債権の 5 割以上を占めており、引き続き個々の債権における未収金額の圧縮や債権管理の適正化に向けた取組みの継続・改善が求められるところである。

＜参考＞全市の未収金額の推移

(億円)



(※) 網掛けをしている部分は、徴収猶予の特例制度を適用した市税である。